

Q & A 「障害者控除」の適用で所得控除

知って得する減税対策

事項	税目	内容
障害者控除	所得税	納税者本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が、障害者に該当する場合、一般障害者1人につき27万円、特別障害者1人につき40万円を所得から控除。
同上	住民税	同上 一般障害者1人につき26万円、特別障害者1人につき30万円を所得から控除する。
同居特別障害者の扶養控除等	所得税	特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族が同居の場合、通常の配偶者控除・扶養控除に35万円を加算する。
同上	住民税	同上 通常の配偶者控除・扶養控除に23万円を加算する。
障害者等の非課税限度額	住民税	障害者や寡婦(夫)は、合計所得125万円以下なら住民税非課税。

町田税経センターのホームページより引用

その他、くわいせつなひなむねのひなむね、どうぞごしども、日本共産党市議団にご相談ください。

【質問】 介護保険の「要介護1以上」の人は障害者控除が受けられるのですか？

【回答】 その通りです。要介護1以上の方は、市の高齢者福祉課に認定の申請をしてください。障がい者の手帳がなくても、「精神障害者」「身体障害者」等の基準に準ずる場合は認定が受けられます。

【質問】 医者の診断書が必要では？

【回答】 あらためて医師等の診断書を用意する必要はありません。

【質問】 障害者控除を受けると、なぜ減税になるのですか？

【回答】 障害者控除が受けられれば、所得税で27万円、住民税で26万円を所得から控除する事ができます。特別障害者なら所得税40万円、住民税30万円の控除です。その分、所得税も住民税も減額になります。

ひどい 後期高齢者(75歳以上)医療 現役世代の保険から「分離」

12月市議会では、先の国会で成立した医療制度改善法の一つの、75歳以上の後期高齢者を現在加入している国民健康保険や組合健保から脱退させ、後期高齢者だけを「別立て」にした医療保険制度をつくるための広域連合設立規約が、日本共産党をのぞく賛成多数で可決されました。

2008年度実施の新制度の最大の問題点は、東京都全体に広域化する中で、これまで自治体が窓口となり実施してきた医療制度と比べて市民の声が届きにくくなり、医療給付費が増大すれば後期高齢者の保険料の値上げにつながる仕組みになっていることです。また介護保険と同様「年金天引き」方式などで保険料を徴収され、滞納すると保険証取り上げなどのペナルティが強化されるのです。

日本共産党市議団は、新制度によって高齢者の受診抑制や健康悪化が誘発されないよう、これからも高齢者の生活実態が反映された医療保険制度への改善を求めて全力を尽くします。

法律相談事例

ちょっと知りたい法律知識 多額借金の対応

篠原 靖征弁護士 (まちだ・さがみ総合法律事務所)

「収入が不足してサラ金から借金したが、返済が苦しくなりました。」
このような多額借金のご相談が、いままくなっています。借金問題では、現在、金融業者から請求されている金額よりも、本当に返済する必要のある金額のほうが小額で済む事がよくあります。

これは「利息制限法」という法律によって、一定限度以上の利率で貸付することを制限しているにもかかわらず、多くの金融業者が利息制限法を越えた高い利率で貸付をしているからです。そのため、金融業者に取り履歴の開示を求め、利息制限法に定められた低い利率でのひき直し計算をするだけで、

「もう破産するしかない」と悩んでいる方も、一度弁護士にご相談されることをお勧めします。

無料法律相談・お気軽にご相談ください

1月24日(水)・2月14日(水) 2月28日(水)
町田市役所 5階日本共産党控え室 場所未定
(いずれも午後2時から5時まで)
必ず事前に各議員、または 723-6312にご連絡ください。